

# 憲 法

## 注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は1枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は60分です。
- VII 問題は1～2ページにあります。

# 憲 法

## 〔問題〕

次の事案を読み、下の設問に答えなさい。

## 〔事案〕

〔1〕2017年当時、最高裁判所裁判官国民審査法（以下「法」という。）第3条は、最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）について、全都道府県の区域を通じて行う旨を定め、第4条は、衆議院議員の選挙権を有する者は審査権を有すると定めていたが、第8条において、国民審査には、公職選挙法に規定する選挙人名簿で衆議院議員選挙について用いられるものを用いるとされていた。選挙人名簿への登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民であって、当該市町村の住民票が作成された日から引き続き3ヶ月以上、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者について行うとされており（公職選挙法第21条1項、住民基本台帳法第15条1項）、在外国民は、いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されず、選挙人名簿に登録されないため、国民審査の投票ができなかった。

〔2〕1998年には、在外国民に選挙権を行使させるための公職選挙法改正がなされたが、在外国民が国民審査に参加する制度は創設されなかった。その理由としては、国民審査制度を採用している国はほとんどみられず、国民主権の在り方として普遍的な制度ではないこと、法は、審査に付される裁判官の氏名が印刷された投票用紙を使用し、罷免を可とする裁判官に「×」の記号を記載するという記号式投票を採用しており（第14条2項、第15条1項）、投票用紙の印刷、裁断及び発送準備、各地の在外公館への配布準備、在外公館への送付、到着後在外公館における整理、審査等の事務に一定の時間を要することから、審査期間を確保しつつ、国民審査の期日までに作業を完了することは困難であることが指摘された。ただし、点字による国民審査の投票においては、審査人は、罷免を可とする裁判官があるときはその裁判官の氏名を投票用紙に自ら記載するという自書式投票が行われており（法第16条）、この方式によれば審査の対象となる裁判官の確定を待たずに投票用紙の作成、送付も可能となるとの指摘もあった。

〔3〕2005年には、国民の選挙権の制限を原則として違憲とする最高裁の判断が示された結果、在外国民の選挙権行使の対象が拡大され、その後、在外国民による選挙権行使も特段の支障なく繰り返し行われたが、在外国民の国民審査制度は創設されないままであった。

〔4〕 Xは、国外に居住し国内の市町村の区域内に住所を有しない日本国民であり、在外選挙人名簿に登録されていたが、2017年10月22日に行われた最高裁判所裁判官国民審査において投票ができなかった。Xは、これにより精神的苦痛を受けたとして、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を請求することにした。

〔設問1〕 国民審査を最高裁判所裁判官の任命を完結確定させる行為とみる説を批判しなさい。そのうえで、在外国民に対して国民審査において投票する機会を保障していなかった国民審査法が憲法に違反するとの主張を立論しなさい。

〔設問2〕 本件において、国民審査法の規定が憲法に違反することを理由とする国家損害賠償請求は認容すべきか。参考にすべき判例に触れつつ、論じなさい。

以 上